

## 畜産物輸出拡大推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 畜産物輸出拡大推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業目的)

第2条 海外への販路拡大に積極的に取り組む農業団体等を支援し、県産畜産物の輸出拡大を促進するとともに、相手国における商標制度等を利用して銘柄保護を進め、県産畜産物に対する信頼獲得と顧客拡大を図り、国内生産基盤の強化に資することを目的とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、別表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(事業実施主体)

第5条 事業の実施主体は、別表のとおりとする。

(事業実施計画の承認申請)

第6条 補助事業者（実施主体）は、補助金の交付を受けて補助事業を実施しようとするときは、要項第3条の事業実施計画承認申請書を提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請書に添付する事業実施計画書は、別記様式第1号によるものとする。

(事業実施計画の承認と補助金の内示)

第7条 知事は、前条の規定により事業実施計画承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めたときは、事業実施計画の承認を行い、その旨を申請者に通知するとともに、補助金の額の内示を行うものとする。

(事業実施計画書の変更申請)

第8条 要項第5条第1項の事業実施変更計画承認申請書に添付する事業実施変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

(補助金の交付申請)

第9条 要項第6条第2項の補助金の交付申請書に添付する事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

(補助金の変更交付申請)

第10条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第11条 要項第9条第1項の交付決定前着手承認申請書は、別記様式第2号によるものとする。

(補助金等の請求)

第12条 要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払又は前金払を受けようとする場合は、補助金概算払(前金払)請求明細書(別記様式第3号)を添付するものとする。

(実績報告)

第13条 要項第13条第2項の実績報告書に添付する事業実績書は、別記様式第1号を準用する。

(事業の推進)

第14条 熊本県及び事業実施主体は、事業の実施にあたっては、所期の目的を達成するため、相互に連携に努め、事業の円滑な推進を図るよう努めなければならない。

(雑則)

第15条 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（要領第3条関係）

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
<p>(1) 戦略的輸出拡大推進</p> <p>畜産物の輸出に取り組む農業団体等が更なる販路拡大のために実施する輸出国の開拓や販路開拓、輸出相手国における県産畜産物の銘柄保護のための商標等各種制度の調査・登録、より高度なと畜・食肉加工技能体得に要する経費の一部を助成する。</p>	<p>農業団体 食肉センター 協議会等</p>	<p>(1) 相手国査察調査費 (2) 輸出用包装資材・表示等資材費 (3) 広報対策費 (4) 商標等調査・登録経費 (5) と畜・食肉加工技能向上のための技術研修会への参加経費 その他、輸出拡大、販路拡大のために実施する輸出国や販路開拓に必要と認められる経費及び商標等各種制度の調査・登録に必要と認められる経費。</p>	<p>1/2 以内 (1 事業主体あたり上限 1,000 千円)</p>

※1) 事業実施主体については、(1) から (9) のいずれかであること（食肉センターについては、(1) から (7) のいずれかであること。

(1) 農業協同組合、(2) 農業協同組合連合会、(3) 中小企業等協同組合、(4) 協業組合であって、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 5 条に規定する中小企業者のみを組合員としているもの、(5) 一般社団法人又は一般財団法人、(6) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は（独）農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの、(7) 県内に所在する牛肉輸出認定施設を運営する者、(8) 協議会、(9) その他農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体等であって、農業者 5 戸以上で組織するもの）とする。

①事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

②熊本県内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができるものであること。

③法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は支店もしくは営業所（常時経営を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

協議会及びその他農業者の組織する団体は、上記①、②、③のほか、事業の事務手続きを適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者等を明確にした運営等に係る規約が定められていることを要するものとする。